

平成22年2月8日

愛媛県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 中村時広 様

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会  
会長 佐々木信也



### 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について（報告）

平成22年1月22日に開催されました標記懇話会における委員意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第6条第4項に基づき、次のとおり報告いたします。

#### 意見内容

後期高齢者医療制度については、平成20年4月から全国一律に施行され、制度施行直後からの混乱はあったものの、度重なる制度の見直しにより、約2年間の時間を費やし、ようやく落ち着きを見せ始めた矢先、政権交代により平成24年度末をもって現行制度を廃止し、新たな制度を創設する方針が示されました。現在、国においては厚生労働大臣主宰により設置された「高齢者医療制度改革会議」で協議が進められる一方、広域連合においては平成22・23年度の次期財政運営期間に向けた準備が整えられつつあります。

将来にわたって安心して医療が受けられる持続可能な医療保険制度を堅持するためには、現在と将来のあるべき姿をしっかりと見据えつつ、円滑な制度移行を図るとともに、現行制度においても被保険者等に不安や混乱を招くことのないよう、適切な制度運営が図られることを望むものであります。

のことから、当懇話会といたしましては、下記に掲げる事項について格別のご配慮をされるよう要望いたします。

- 一 平成22・23年度の保険料負担の上昇を抑制するため、愛媛県が設置する財政安定化基金を活用すべく、引き続き広域連合として実現に向けた事務対応に努めること。
- 一 今後増大する高齢者医療費を抑制するためのより効果的な対策を講じることについて国へ要望するとともに、広域連合においても継続的な取り組みを進めること。
- 一 制度移行にあたっては、国・広域連合・各市町が連携し、高齢者等に対する新制度の広報周知の徹底を図ることにより、住民の理解と信頼が得られる制度となるよう、十分な説明責任を果たすとともに、きめ細やかな情報提供に配慮すること。